

解答解説

2024年度前期・社福国試対策

地域福祉と包括的支援体制



【地域福祉の理論と方法】



社会福祉協議会の歴史に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 1951年（昭和26年）に制定された社会福祉事業法で、市町村社会福祉協議会が法制化された。
- 2 1962年（昭和37年）に社会福祉協議会基本要項が策定され，在宅福祉サービスを市町村社会福祉協議会の事業として積極的に位置づける方針が示された。
- 3 1983年（昭和58年）に社会福祉事業法が一部改正され、都道府県社会福祉協議会を実施主体とする地域福祉権利擁護事業が開始された。
- 4 1992年（平成4年）に新・社会福祉協議会基本要項が策定され、社会福祉協議会の活動原則として住民主体の原則が初めて位置づけられた。
- 5 2000年（平成12年）に社会福祉法へ改正されたことにより、市町村社会福祉協議会の目的は地域福祉の推進にあることが明文化された。

Point

社会福祉協議会（以下、社協）に求められる機能や役割は、社会情勢や歴史的展開とともに変化がみられる。社協に関しては、国家試験に繰り返し出題されているため、社協の動きを時系列で整理し、社協活動の位置づけや社協に求められる役割の推移を確認しておくとよい。

- 1 × 市町村社会福祉協議会（以下、市町村社協）が法制化されたのは、1983年（昭和58年）に社会福祉事業法が改正されたときである。当時、福祉ニーズの増大と多様化に対応するため、地域社会を基盤とする福祉サービスにおける市町村社協の果たす役割的重要性が認識された。そこで法改正により市町村社協の法的位置づけを明確にすることが図られた。1951年（昭和26年）に制定された社会福祉事業法では、都道府県社会福祉協議会（以下、都道府県社協）と社会福祉協議会連合会（全国社会福祉協議会）を規定するにとどまっていた。
- 2 × 市町村社協の事業として在宅福祉サービスの推進を提言したのは、1979年（昭和54年）に、全国社会福祉協議会が設置した在宅福祉サービスの在り方に関する研究委員会による「在宅福祉サービスの戦略」である。「在宅福祉サービスの戦略」では、地域福祉活動を①在宅福祉サービス、②環境改善サービス、③組織化活動に分類し、そのうち在宅福祉サービスについては三つの側面（予防的福祉サービス、専門的ケア・サービス、在宅ケア・サービス）を示し、社協がその中核を担うことを示した。
- 3 × 地域福祉権利擁護事業は、2000年（平成12年）の社会福祉事業法等の改正で都道府県社協による福祉サービス利用援助事業が規定されたことに伴い、第二種社会福祉事業として開始された。背景には、介護保険制度の導入や社会福祉法の施行により、福祉サービスが措置から利用者と提供者との間の契約による利用へと移行する中で、利用者の利益保護の仕組みが求められたことがある。1999年（平成11年）の民法の改正により翌2000年（平成12年）4月から成年後見制度が施行され、それを補完するものとして始まった。
- 4 × 社会福祉協議会の活動原則として住民主体の原則を初めて位置づけたのは、1962年（昭和37年）の「社会福祉協議会基本要項」である。「社会福祉協議会基本要項」では、「社会福祉協議会は一定の地域社会において、住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ、住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織である」と明記された。1992年（平成4年）の「新・社会福祉協議会基本要項」では、新たな社会的要請に対応するため、住民ニーズ基本の原則、住民活動主体の原則を継承しながら、民間性の原則、公私協働の原則、専門性の原則などの活動原則が確認されている。
- 5 ○ 2000年（平成12年）の社会福祉事業法の社会福祉法への改正により、市町村社協は地域福祉を推進する中核的な団体として規定された。社会福祉活動において住民参加の重要性が高まる中で、住民に身近で地域福祉の直接的な担い手である市町村社協を社会福祉協議会の基礎的な単位として位置づけることとなった。

地域福祉に関する法律、事業に規定されている対象に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 ひきこもり支援推進事業の対象となるひきこもり状態にある者のひきこもりとは、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」によれば、原則的には2年以上家庭にとどまり続けていることをいう。
- 2 ヤングケアラー支援体制強化事業におけるヤングケアラーとは、家族への世話などを日常的に行っている18歳から39歳までの者をいう。
- 3 生活福祉資金の貸付け対象における低所得世帯とは、資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金の融通を他から受けることが困難である者をいう。
- 4 生活困窮者自立支援法における生活困窮者とは、最低限度の生活を維持できていない者をいう。
- 5 日常生活自立支援事業の対象者とは、本事業の契約内容について理解できない者のうち、成年後見制度を利用していない者をいう。

(注) 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」とは、厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業（厚生労働省）においてまとめられたものである。

Point

地域福祉に関する法律、事業に規定されている対象者の定義に関する出題である。ひきこもり、ヤングケアラー、低所得世帯、生活困窮者、権利擁護の対象者の定義を確認しておく必要がある。

- 1 × ひきこもりとは、6か月以上家庭にとどまり続けている状態を指す。「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」では、「ひきこもり」を「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を指す現象概念である」と定義している。
- 2 × ヤングケアラーは、家族への世話などを日常的に行っている18歳未満の者を指す。ヤングケアラーに関する法令上の規定はないが、厚生労働省子ども家庭局長通知「ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱」の中で、「ヤングケアラーとは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童（18歳未満の者）をいう」と明記される。ただし、同要綱では、支援が年齢により途切れてしまうことのないよう、18歳を超えた大学生であっても家庭の状況により通学することが困難な場合は、適切な支援を行うことが重要であるとしている。
- 3 ○ 生活福祉資金の貸付けの対象となる低所得世帯は、資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯を指す。生活福祉資金貸付の対象世帯は、低所得世帯に加え、障害者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯）、高齢者世帯（65歳以上の高齢者の属する世帯）がある。
- 4 × 生活困窮者は、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。生活困窮者自立支援法第3条では、生活困窮者を「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう」と規定している。
- 5 × 日常生活自立支援事業の対象者は、本事業の契約内容を判断できる能力を有していることが前提である。2015年（平成27年）の「日常生活自立支援事業実施要領」のなかで、対象者を「判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行なうことが困難な者をいう。）であることかつ「本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者であること」のいずれにも該当する者と規定した。

解答 3



【地域福祉の理論と方法】



次の記述のうち、市町村地域福祉計画に関する社会福祉法の規定として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項について定める。
- 2 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項について定める。
- 3 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項について定める。
- 4 市町村地域福祉計画を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聞かなければならない。
- 5 市町村地域福祉計画の公表に当たって、市町村はその内容等について、都道府県の承認を受けなければならない。

Point

地域福祉計画には、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画がある。2000年（平成12年）に社会福祉事業法が社会福祉法（以下、法）に改正された際、法制化された。2018年（平成30年）の法の一部改正により、市町村及び都道府県による計画の策定が任意から努力義務となるとともに、計画に盛り込むべき事項に「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が追加され、さらに2020年（令和2年）の改正では「包括的な支援体制の整備に関する事項」が追加されている。地域福祉計画では「総合化」と「住民参加」が重要なコンセプトである。国家試験に繰り返し出題されているので、法の地域福祉計画の条文を確実に覚えておく必要がある。

- 1 × 「社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項」（法第108条第1項第3号）は、市町村地域福祉計画ではなく、都道府県地域福祉支援計画に定める事項である。
- 2 × 「福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項」（法第108条第1項第4号）は、市町村地域福祉計画ではなく、都道府県地域福祉支援計画に定める事項であり、都道府県に対して広域的な視点で市町村における包括的な支援体制の整備を促進する役割を求めている。
- 3 ○ 市町村は、市町村地域福祉計画において、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」（法第107条第1項第1号）を盛り込むことが規定されており、市町村地域福祉計画は、各分野別計画の、いわば「上位計画」として位置づけられている。
- 4 × 市町村地域福祉計画を策定又は変更しようとするときに、意見を聞かなければならぬのは、都道府県ではない。「市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする」（法第107条第2項）と規定されている。市町村地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て地域の生活課題を明らかにし、必要なサービスを計画的に整備するものである。計画策定や変更の過程に地域住民が参加できる機会を確保することが求められる。
- 5 × 市町村地域福祉計画の公表に当たって、市町村は、都道府県の承認を受けなければならないという規定はない。地域福祉の推進は、地域住民の生活課題に近い市町村が中心となるべきもので、都道府県は市町村の自主的な地域福祉計画の推進を支援する立場にある。地域福祉計画の策定意義を失わせるような詳細な規制等は置かないことが適当とされている（地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成29年12月12日子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号））。

解答 3



【地域福祉の理論と方法】



社会福祉法に規定されている市町村による重層的支援体制整備事業に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 重層的支援体制整備事業は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための事業である。
- 2 重層的支援体制整備事業は、市町村の必須事業である。
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業の実施にあたって、包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業のいずれか一つを選択して、実施することができる。
- 4 重層的支援体制整備事業のうち、包括的相談支援事業は、住宅確保要配慮者に対する居住支援を行う事業である。
- 5 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定しなければならない。

Point

「地域共生社会」の実現に向けた、2020年（令和2年）の社会福祉法の改正によって創設された重層的支援体制整備事業に関する設問である。重層的支援体制整備事業の特徴は、介護、障害、子育て、生活困窮といった分野ごとの縦割りの相談体制では解決につながらないような複雑化・複合化する地域住民の生活上のニーズに対応するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の三つの支援体制を一体的に実施することとしている点にある。

- 1 ○ 重層的支援体制整備事業は、その制度の設計において「市町村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業」をコンセプトとしており、事業実施主体である市町村、地域住民や地域の支援関係機関等が役割分担と協働を進めながら、地域生活課題の解決に向けた包括的な支援体制を構築していくための事業である。
- 2 × 重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、「市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、(中略)重層的支援体制整備事業を行うことができる」とされている（社会福祉法（以下、法）第106条の4第1項）。重層的支援体制整備事業は、事業実施主体である市町村と、地域住民や地域の支援関係機関等が、自分たちの地域の実状に合わせた支援体制の構築や、そのための各機関の役割分担と協働のあり方などについての議論を進めていけるような設計となっていることからも、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- 3 × 重層的支援体制整備事業では、市町村全体の支援関係機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトとしているため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の三つの支援体制を一体的かつ重層的に整備することとしている。
- 4 × 法第106条の4第2項第1号に規定される「包括的相談支援事業」（「属性を問わない相談支援」）については、地域生活課題を抱える住民やその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じること、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供・助言、支援関係機関との連絡調整や高齢者、障害者等に対する虐待の防止・早期発見のための援助などを一体的に行う事業とされている。住宅確保要配慮者に対する居住支援については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修や入居者に対する経済的支援などの施策がとられている。
- 5 × 重層的支援体制整備事業実施計画の策定は、重層的支援体制整備事業を実施しようとする市町村の努力義務である（法第106条の5）。重層的支援体制整備事業実施計画は、その策定過程において、市町村が地域住民や支援関係機関その他の関係者との意見交換等を通じ、事業の理念や実施に向けた方向性についての共通認識を醸成するよう努めるものとされている。

解答 1



【地域福祉の理論と方法】



地域福祉に係る組織、団体に関する現行法上の規定の内容として、最も適切なものを1つ選んでください。

- 1 特定非営利活動促進法において、特定非営利活動法人は、内閣府の認可により設立される。
- 2 民生委員法において、民生委員協議会は、民生委員の職務に関して、関係各庁に意見を具申することができる。
- 3 社会福祉法において、社会福祉法人は、社会福祉事業以外の事業を実施してはならない。
- 4 保護司法において、保護司会連合会は、市町村ごとに組織されなければならない。
- 5 社会福祉法において、市町村社会福祉協議会の役員には、関係行政庁の職員が5分の1以上就任しなければならない。

Point

地域福祉に係る組織、団体に関する現行法上の規定に関する問題である。近年、地域共生社会の実現に向けて、多様な社会資源や担い手の役割に対する期待が高まっており、それぞれの根拠となる法律を正しくおさえておくことが必要である。また、あわせて国、都道府県、市町村それぞれの役割と所管を整理して理解することが求められる。

- 1 × 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、所轄庁の認証を受けなければならない（特定非営利活動促進法（NPO法）第10条第1項）。所轄庁とは、特定非営利活動法人（NPO法人）の認証権及び監督権をもつ行政機関である。NPO法第9条において、所轄庁は原則としてNPO法人の主たる事務所が所在する都道府県の知事となり、その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長となることが規定されている。
- 2 ○ 民生委員法第24条第2項において、「民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる」と規定されている。現状の施策やサービスのみでは解決が難しい問題が生じた際、民生委員協議会は、必要な施策の充実や解決策を、所轄する自治体・実施機関等に対し住民に代わって代弁する機能を有している。
- 3 × 社会福祉法第26条第1項において、「社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（中略）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる」と規定されていることから、社会福祉法人は、社会福祉事業以外の事業として、「公益事業」や「収益事業」を行うことができる。「公益事業」とは、公益を目的とする事業で社会福祉事業以外の事業（社会福祉とまったく関係のないものを行うことは認められない）をいい、具体的には居宅介護支援事業、介護老人保健施設、有料老人ホームを経営する事業等をいい、「収益事業」とは、その収益を法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるために行われる事業で、法人所有の不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営等をいう。
- 4 × 保護司法第14条第1項において、「保護司会は、都道府県ごとに保護司会連合会を組織する。ただし、北海道にあっては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする」と規定されており、保護司会連合会は、市町村ごとに組織されるものではない。
- 5 × 社会福祉法第109条第5項において、「関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の5分の1を超えてはならない」と規定されている。

解答 2

事例を読んで、生活困窮者自立相談支援事業のB相談支援員（社会福祉士）の支援方針として、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Cさん（60歳）は、一人暮らしで猫を多頭飼育している。以前は近所付き合いがあったが今はなく、家はいわゆるごみ屋敷の状態である。B相談支援員は、近隣住民から苦情が出ていると民生委員から相談を受けた。そこでBがCさん宅を複数回訪問すると、Cさんは猫を可愛がっており、餌代がかかるため、自身の食事代を切り詰めて生活していることが分かった。Cさんは、今の生活で困っていることは特になく、近隣の苦情にどのように対応すればよいか分からず、と言っている。

- 1 Cさんの衛生環境改善のため、市の清掃局にごみを強制的に回収してもらうこととする。
- 2 Cさんの健康のため、保健所に連絡をして猫を引き取ってもらうこととする。
- 3 Cさんの地域とのつながりを回復するため、苦情を言う住民も含めて、今後の関わり方を検討することとする。
- 4 Cさんの主体性を尊重するため、Cさんに積極的に関わることを控えることとする。
- 5 Cさんと地域とのコンフリクトを避けるため、引っ越しのあっせんを行うこととする。

Point

生活困窮者自立相談支援事業は「生活困窮者の自立と尊厳の保持」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を目標としている。「生活困窮者の自立と尊厳の保持」では、本人の自己選択、自己決定を基本とし、本人の意欲や思いを重視する支援が重要であるとされており、それらが失われた状態にあるときには、それを取り戻すことができるよう支援することが求められている。「生活困窮者支援を通じた地域づくり」では、既存の社会資源の活用や新たな社会資源の開発・創造を通じて、本人が社会とのつながりを感じられるような地域や場をつくることが求められている。Cさんが自身の意欲や思いをもって生活を営めるような社会をつくるにはどうしたらよいかを考えれば、正解を選ぶことは容易だろう。

- 1 × 第三者からみて衛生環境に問題がある場合でも、本人はそれをごみだと認識していない場合もある。また衛生環境の保持が難しくなってしまった原因を突き止めなければ、ごみを撤去したとしても再び同じ状況に陥ってしまうかもしれない。したがって、ごみを強制的に回収してもらうことは不適切である。
- 2 × 多頭飼育崩壊の状態がみられた場合であっても、強制的にCさんと猫を引き離すことは本人の自己選択、自己決定の原則に反する。この場合においても、なぜ飼育が困難な状況に陥ってしまったのかを明らかにすると同時に、動物愛護の観点からみて飼育環境の改善が必要であることをCさんに理解してもらう必要がある。
- 3 ○ Cさんが現在の居所で暮らし続けるためには、近隣住民の理解・支援も重要なとなる。ごみ屋敷問題をCさん個人の問題として帰責せず、だれにでも起こりうる問題として理解してもらうために、「苦情」という形で意見を伝えてきた住民とも対話を重ね、Cさんに対する支援をともに考えていく取組みは有効である。
- 4 × 積極的な支援はパートナリスティックな介入に陥る可能性もあるが、社会とのつながりを回復し、そのつながりの中でCさんが本人らしい生活を主体的に営めるよう、積極的に関わることは可能である。
- 5 × Cさんの居住・移転の自由が最優先で保障される必要があり、コンフリクトの回避を目的とした引っ越しをあっせんすることは不適切である。ただしCさんに対する支援として、引っ越しが本人の生活向上に資する選択肢であり、本人もそれを望んでいる場合には、住宅確保のための諸制度を活用し、自治体や不動産事業者、居住支援協議会等と連携して、住まいの確保を行うことも重要なソーシャルワークである。

【地域福祉の理論と方法】



地域福祉の財源に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 市区町村社会福祉協議会の平均財源構成比（2019年（平成31年））をみると、会費・共同募金配分金・寄付金を合計した財源の比率が最も高い。
- 2 共同募金は、社会福祉を目的とする事業を経営する者以外にも配分できる。
- 3 社会福祉法人による地域における公益的な取組とは、地元企業に投資し、法人の自主財源を増やしていくことである。
- 4 個人又は法人が認定特定非営利活動法人に寄付をした場合は、税制上の優遇措置の対象となる。
- 5 フィランソロピーとは、SNSなどを通じて、自らの活動を不特定多数に発信し寄附金を募る仕組みである。

Point

問題38では、見慣れないデータについて問われているほか、地域福祉の財源という名目で幅広い分野に関わる知識が要求された。特に選択肢1については、目にする機会が極めて少ないものであり、この知識を数値単位まで正しく理解している必要はない。そういう意味で、正解の選択肢は明確であるものの難易度が高めであったと思われる。

- 1 × 「社会福祉協議会の組織・事業・活動について」（全国社会福祉協議会、2021年）によると、2019年度（令和元年度）の市区町村社会福祉協議会の収益においては、会費の占める割合が1.7%，共同募金配分金の占める割合が0.5%，寄付金の占める割合が1.0%と、いずれも僅かな割合となっている。これに対し、最も大きな財源は介護保険事業収益であり、その割合は34.7%となっている。
- 2 × 共同募金は、都道府県の区域を単位として行われ、その区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く）に配分される（社会福祉法第112条）。あらかじめ地域の福祉団体等から助成の申請を受け付け、その申請をもとに助成計画を立案して配分される。
- 3 × 社会福祉法第24条第2項に規定される、社会福祉法人が行う公益事業（地域における公益的な取組）は、①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること、②「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること、そして③無料又は低額な料金で提供されること、の三つの要件を満たすものであると定義される。厚生労働省は、「社会福祉法人の生活困窮者に対する「地域における公益的な取組」好事例集」（厚生労働省、2022年）をまとめ、全国で行われる「公益的な取組」のなかでも特に先進的な事例を紹介している。
- 4 ○ 2011年（平成23年）の特定非営利活動促進法（NPO法）の改正により、個人又は法人が認定特定非営利活動法人等に寄付をした場合は、税制上の優遇措置を受けることができることになった（2012年（平成24年）4月1日施行）。具体的には以下の場合に優遇措置を受けることができる。

- ・個人が認定・特例認定特定非営利活動法人に寄附した場合
- ・個人が相続又は遺贈により取得した財産を認定特定非営利活動法人に寄附した場合
- ・法人が認定・特例認定特定非営利活動法人に寄附した場合
- ・認定特定非営利活動法人自身に対する税の優遇措置（みなし寄附金制度）
- ・現物寄附のみなし譲渡所得税等の非課税特例の拡充

- 5 × フィランソロピー（philanthropy）とは、企業が本業以外の活動として行う社会貢献活動のことである。選択肢にある、SNSなどを通じて寄附金を募る仕組みは、クラウドファンディング（crowdfunding）を指すものである。

解答



【地域福祉の理論と方法】



事例を読んで、N市において地域福祉計画の策定を担当しているD職員（社会福祉士）が策定委員会での意見を踏まえて提案したニーズ把握の方法として、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

地域福祉計画の改定時期を迎えたN市では、その見直しに向け策定委員会で協議を行った。委員の一人から、「子育て世代に向けた施策や活動が十分ではない」という提起があった。また、これに呼応して、「子育て世代といっても、様々な環境で子育てをしている人がいる」「まずは子育て中の人の声を実際に聞いた方がよい」といった意見に賛同が集まった。Dは、こうした声を踏まえて、どのように多様な子育て世代のニーズを把握すれば良いかについて考え、最も有効と思われる方法を策定委員会に提案した。

- 1 N市の子育て支援課の職員（社会福祉士）を対象とした個別インタビュー
- 2 子育て中の親のうち、世代や環境等の異なる親たちを対象としたグループインタビュー
- 3 利用者支援事業の相談記録を対象とした質的な分析
- 4 特定の小学校に通う子どもの保護者を対象とした座談会
- 5 保育所を利用している全世帯を対象としたアンケート調査

Point

地域福祉計画の策定におけるニーズ把握の方法に関する出題である。計画を策定する際には地域のニーズを把握したうえで、地域福祉を推進するための目標が示される。調査方法に関する学習はもちろんのこと、実際に市町村が策定した地域福祉計画の内容を確認し、理解を深めるとよい。

- 1 × 「子育て世代に向けた施策や活動」を推進するためには、子育てをしている人たちの声を聞き、子育ての実態や課題を明らかにすることが不可欠である。当事者のみならず子育て支援課の職員（社会福祉士）から話を聞き、様々な角度から子育てに関する施策や活動を検討することもいざれは必要となってくるが、策定委員会において「まずは子育て中の人の声を実際に聞いた方がよい」という意見が出されたことからも、当事者である子育て中の人から話を聞くことが求められる。
- 2 ○ 事例では、「様々な環境で子育てをしている人がいる」とについて意見が出されている。したがって、特定の世代あるいは特定の環境に偏ることなく、幅広い世代や様々な環境で子育てをしている人たちからの声を集めることが望ましい。また、グループインタビューのメリットとして、一度に複数の意見を聞くことができることに加え、ほかの参加者の意見を聞きながら自らの体験（あるいは意見）と比較したりエピソードを思い出したりというように、他者からの刺激を相互に受けながら議論を展開できる点があげられるため、とりわけ有効な方法であるということができる。
- 3 × 目的が「利用者支援事業」を利用する「相談者」のニーズ把握であれば、相談記録の質的な分析を行うことも一つの方法である。事例では「様々な環境で子育てをしている人」の「生の声」を聞くことが課題となっているため、最も有効な方法とはいえない。
- 4 × 選択肢のように、特定の小学校に通う子どもの保護者を対象に座談会を開催した場合、N市全域の子育てニーズを把握するというよりも、その小学校がある地区的課題を把握するということになる。また、座談会では、出席者のニーズを満遍なく把握するために、できるだけ全員が発言できるよう留意する必要がある。
- 5 × 事例では「様々な環境で子育てをしている人がいる」ことが話題になっている。子育て中の親のすべてが保育所を利用しているとは限らないことから、特定の属性をもつ対象に絞ってアンケート調査を実施することはふさわしくない。例えば、子育て中の親を対象にアンケート調査を実施する際に、保育所を利用しているかどうかの選択肢を設ければ、保育所を利用している親と利用していない親双方のニーズを区別することができる。



【地域福祉の理論と方法】



事例を読んで、包括的な支援体制の構築に向けて、社会福祉協議会のE職員（社会福祉士）が行う支援の方針として、適切なものを2つ選びなさい。

〔事例〕

P地区では、Q国の外国人居住者が増加している。Fさんは、Q国の外国人居住者のまとめ役を担っており、Eのところに相談に訪れた。Fさんは、日常会話程度の日本語は話せるが、日本の慣習に不慣れなために、過去に近隣住民とトラブルが生じてしまい、地域で気軽に相談できる日本人がない。Fさんを含めて、P地区で暮らす外国人の多くが、地域活動にはあまり参加していない状態で、地域から孤立しているようである。Eは、このような外国人居住者の社会的孤立の問題を解決するための対策を検討した。

- 1 Fさんらを講師として招き、地域で暮らす外国人居住者の暮らしや文化について、近隣住民が学ぶ機会を設ける。
- 2 日本語が上達できるよう、Fさんに日本語の学習教材を提供する。
- 3 外国人居住者が主体的に参加できるように、これまでの地域活動のあり方を見直す。
- 4 近隣住民と再びトラブルが生じることを避けるため、自治会長に外国人居住者に対する生活指導を依頼する。
- 5 外国人居住者に日本の文化や慣習を遵守させるため、地域のルールを作成する。

Point

地域共生社会の実現に向け、多様な文化的背景をもつ外国人に対する支援が課題となってきた。外国人が抱える課題は、教育、労働、医療、社会保障など複数の領域にわたり、多様で複雑である。支援にあたっては、単に情報提供だけに留まらず、異なる文化が背景にあることを理解しつつ、関係機関などにはたらきかけ、継続的に行う必要がある。地域をともにつくるという考え方がポイントとなる。

- 1 ○ 地域における外国人居住者とのトラブルの解決には、異文化理解が重要になる。外国人居住者に問題があると考えるのではなく、その人の国の暮らしや文化を理解するとともに、日本（あるいは当該地域）の文化とどのような違いがあるのかについて理解することが求められる。また、その際に、外国人居住者が講師の役割を担い、参加者である地域住民と交流する機会を設けられるような場を設定することが大切である。
- 2 × 近隣住民とのトラブルの解決には、相互理解が不可欠である。したがって、Fさんの日本語が上達すればトラブルが解決するとは限らない。Fさん個人の言葉の問題としてとらえるのではなく、他の外国人居住者も暮らすP地区全体の課題であるととらえ、地域住民との相互理解が図れるよう対応することが求められる。
- 3 ○ 事例から、Q国の外国人居住者と地域住民の相互交流の機会が少ないことが考えられる。また、自治会活動や避難訓練等の地域活動に参加できていないかもしれない。すなわちQ国の外国人居住者が地域から排除されがちな存在になっているのではないかと考えられる。したがって、これまでの地域活動のあり方を見直し、彼らが参加できる機会を設けることが大切である。
- 4 × 地域共生社会を目指した地域づくりを推進する中で、相互理解の機会を設定することなく、「生活指導」を行うということは一方的な対応であり、「とともに」暮らしやすい地域づくりをするという趣旨にそぐわない。
- 5 × 外国人居住者に対し日本の文化や慣習を「遵守させる」という姿勢ではなく、外国の文化を理解するとともに、日本（あるいは当該地域）の文化や慣習を説明するという姿勢を大切にし、相互理解を深めるアプローチが大切である。

事例を読んで、A市社会福祉協議会のG生活支援コーディネーター（社会福祉士）が提案する支援策等として、適切なものを2つ選びなさい。

〔事例〕

A市のUボランティアグループのメンバーから地域の空き家を活用した活動をしたいという相談があった。そこでGが「協議体」の会議で地区の民生委員に相談すると、その地区では外出せずに閉じこもりがちな高齢者が多いということであった。Gはグループのメンバーと相談し、そのような高齢者が自由に話のできる場にすることを目標に、週2回、通いの場を開設した。1年後、メンバーからは「顔馴染みの参加者は多くなったが、地域で孤立した高齢者が来ていない」という声が上がった。

- 1 地域で孤立していると思われる高齢者が、通いの場になにを望んでいるかについて、地区の民生委員に聞き取り調査への協力を依頼する。
- 2 通いの場に参加している高齢者に対して、活動の満足度を調査する。
- 3 孤立した高齢者のための通いの場にするためにはなにが必要かについて「協議体」で議論する。
- 4 孤立した高齢者が参加するという目標を、現在の活動に合ったものに見直す。
- 5 孤立している高齢者向けに健康体操等の体を動かすプログラムを取り入れる。

(注) ここでいう「協議体」とは、介護保険制度の生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、市町村が資源開発を推進するために設置するものである。

Point

生活支援コーディネーターは主に高齢者を対象とし、地域で社会資源の開発やネットワーク構築を実践しながら生活支援や介護予防サービスの体制整備を目指す。事例では、生活支援コーディネーターが地域福祉推進の担い手でもある民生委員から地域の情報を収集し、ボランティアグループの活動を活発にするために通いの場を開設するというように、社会資源を活用・開発する状況を読み取ることができる。なお、社会資源には、専門職や地域住民等の人材、施設・機関、ボランティア団体、サービス、情報、ネットワーク、財源などが含まれる。

- 1 ○ 事例は、閉じこもりがちな高齢者が多いことから通いの場を開設した結果、参加者は増えた一方で地域で孤立している高齢者の課題が解決されていないということを示している。民生委員は地域住民に身近な存在であり、閉じこもりがちな高齢者の状況を把握している可能性があることから、民生委員に聞き取り調査の協力を依頼することは適切である。
- 2 × A市の事例では、閉じこもりがちな高齢者の参加を期待して通いの場を開設したにもかかわらず、彼らの利用がないという点が課題になっている。したがって、通いの場に参加している高齢者に対して満足度を調査するのではなく、地域で孤立している高齢者に対して、参加していない理由やどのような機会を望んでいるのかについて、ニーズを把握することが大切である。
- 3 ○ 協議体では、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等によりネットワークを構築し、定期的な情報共有や地域課題の提起が行われる。生活支援コーディネーターには、地域の関係機関と連携し、情報を共有するとともに課題解決に向けたアプローチをすることが求められる。
- 4 × 地域で孤立している高齢者が自由に利用できるよう設置された場所が機能していない（参加してほしい人が利用していない）ということは、場の設定を見直す等の改善が必要になることが予測される。選択肢は、すでに通いの場に参加している顔馴染みの高齢者たちに向けた見直しになっており、設置の主旨から外れてしまう。
- 5 × 地域で孤立している高齢者が通いの場に何を望んでいるのか、そのニーズをいまだに把握していない状況で健康体操等のプログラムを取り入れることは、適切であるとはいえない。